

内部通報・相談窓口に関するQ & A

Q 1 誰でも通報・相談できますか。

A 1 教職員からの通報・相談を想定していますが、教職員だけでなく誰でも通報できます。

Q 2 どのような事例が通報・相談の対象となりますか。

A 2 役員、教職員若しくはその行為について、次のいずれかに該当するものを対象とします。

(1) 法令違反又は規定違反又はこれに至るおそれのあるもの

(2) 教職員の行為として不当なもの

ただし、次のような通報・相談については、対象外とします。

ア 個人に対する誹謗中傷

イ 私利私欲等の不正な意図又は私憤、敵意等個人的な感情によるもの

Q 3 匿名でも通報・相談できますか。

A 3 通報・相談できます。

ただし、匿名の通報の場合は十分な調査ができないことがあります。また、調査結果の報告ができませんのでご了承ください。

Q 4 教職員が通報した場合に、通報したことが職場に漏れる心配はありませんか。

A 4 通報の内容は、監査室及びコンプライアンスアドバイザーなど、ごく限られた者しか知り得ない上、秘密の保持が規程(注)により定められています。

また、通報があったことを明らかにしないで、調査を行うなど、通報者の秘密の保持に最大限の配慮をします。

(注) 公立大学法人名古屋市立大学内部通報・相談に関する規程

第6条 正当な通報・相談をしたことを理由として、通報・相談を行った者に対していかなる不利益も与えてはならない。

2 通報・相談を行った者は、通報・相談を行ったことに起因して不利益な取扱いを受けた場合には、その旨を理事長に申し立てることができる。この場合における手続は、別に定める。

3 通報・相談に起因する業務に従事する者は、正当な通報・相談をした者が特定され得る情報を秘匿しなければならない。

Q 5 通報者が不利益を受けた場合は、どのようにすることができますか。

A 5 通報者が職場などで不利益を受けた場合は、理事長に申し立てすることができます。

Q 6 通報を受けた場合は、必ず調査を行いますか。

A 6 通報者が事実関係に対する調査を希望しない場合、調査をしないこともあります。しかし、通報内容が違法又は規定違反である場合は、通報者の希望に係わらず関係部署に対して調査を行うことがあります。

また、調査はコンプライアンスアドバイザー又は監査室が行います。

Q 7 調査結果は、どのように扱われるのですか。

A 7 調査結果及び必要と認める是正措置に係る意見を理事長、内部統制担当役員及び監事に報告します。報告を受けた理事長は、必要と認める是正措置を行うか、さらに調査が必要と認めたときは内部監査を実施します。

また、通報者が希望した場合(匿名の場合を除く)、調査結果を通知いたします。

Q 8 内部通報・相談窓口は法令などで定められた制度ですか。

A 8 法令などで定められた制度ではありません。内部通報・相談窓口は、本学の自浄作用を高め、大学運営でのコンプライアンスへの取り組みを強化し、大学の業務の是正と改善につなげることを目的としてつくられた制度です。

Q 9 ハラスメントに対する相談についても、受け付けていますか。

A 9 ハラスメントの相談に対する専門の窓口として、ハラスメント相談窓口を設けておりますので、そちらをご案内させていただいております。内部通報相談窓口とハラスメント相談窓口との制度の違いを簡単に表にまとめると次のとおりです。

	内部通報・相談窓口	ハラスメント相談窓口
目的	本学の自浄作用を高め、大学運営でのコンプライアンスへの取り組みを強化する。	ハラスメントに起因する苦情の申出及び相談に対応する。
相談又は通報できる事例	違法若しくは著しく不当な行為又は不正な事柄	本学におけるセクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント、モラル・ハラスメント
相談又は通報できる者	役員、教員、職員(それ以外の者からの通報についても、内容によって受け付けている。)	本学の学生(研究生、選科生等を含む)、教職員(本学と職務上関係を有する者などを含む。)のすべて
受付窓口	監査室長又はコンプライアンスアドバイザー	推薦された教員、職員及び学外カウンセラーなど
Web サイト	https://www.nagoya-cu.ac.jp/about/compliance/whistleblower/index.html	https://www.nagoya-cu.ac.jp/about/compliance/harassment/action.html